

住民の地域に対する安全・安心の評価の状況 —長野県小諸市におけるアンケート調査より—

○発表者 水村 容子（東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科）
共同発表者 佐藤 元（国立保健医療科学院）、古賀 紀江（前橋工科大学）、
富尾 淳（東京大学）、松田 雄二（東京理科大学）

【はじめに】

小諸市は長野県東部に位置しており、古くから交通の要衝として発展した街である。人口は 1996 年を頂点として徐々に減少しており、現在 44,000 人規模である。2006 年 3 月「小諸市安全で安心なまちづくり条例」を策定し、地域の安心・安全を推進してきたが、より一層の施策の推進および地域の「信頼と絆」の強化、地域の安全活力の活性化等を目的として、2010 年 3 月セーフコミュニティへの認証申請を宣言し、現在、2012 年 3 月の認証取得を目標とし活動を展開している自治体である。

本研究では、認証に向けた取り組みの過程で実施した、住民に対する地域あるいはコミュニティへの安全・安心の評価の状況を報じるものである。

【調査の概要】

2011 年 2 月に小諸市役所総務部総務課を通じて、市内の住民に無作為抽出により 4000 票のアンケートを郵送で配布、返信用封筒を用いた回収方法を取り 2008 票の有効回答を得た。また、別途、モデル地区として市内谷地原地区を選定し、同年 3 月にこの地区の全世帯 350 世帯に対し、同じ内容のアンケートを各戸配布し、隣組長に提出する方法を取り 127 票を回収した。有効回答率は総計で 49.1% (2135 票回収/4350 票配布) となった。アンケート調査の内容は、大きく個人および世帯属性に関する質問、小諸市内の地域環境・コミュニティに関する安全性の評価、既存の住環境・地域環境に関する評価、今後心配される事柄、SC 活動の認知および関心の状況、自助・共助・公助レベルで取り組むべき事柄、過去 1 年間の外傷事故の発生状況、などによって構成される。

【調査結果】

本稿では、地域住民による、自助・共助・公助レベルで取り組むべき事柄に関する評価を報じる。下記の表に選択肢として設けられている項目について、自身の備えとして取り組んでいること（自助）、近隣など比較的小規模なコミュニティで取り組むべきこと（共助）、SC 活動の一環として行政および市全域で取り組むべきこと（公助）を複数回答で選択していただいた。

自助レベルでは「自宅内の事故予防」「交通安全の推進」が、共助レベルでは、「交通安全」にくわえて、「災害対策」「子どもおよび高齢者の安全安心の推進」が、さらには、右の表にある通り公助レベルでは、「共助」レベルで取り組むべき事柄とほぼ共通しているが、さらに「犯罪対策」が加わっていた。

	n	%
1.自宅での事故予防	80	3.7%
2.交通安全の推進	984	46.1%
3.保育園、学校での安全安心の推進	610	28.6%
4.自殺予防	133	6.2%
5.職場での安全安心の推進	99	4.6%
6.スポーツや余暇における事故予防	48	2.2%
7.農業などの作業時の安全、安心の推進	106	5.0%
8.暴力の予防	226	10.6%
9.犯罪対策	812	38.0%
10.災害対策	830	38.9%
11.子どもの安全安心の推進	813	38.1%
12.障害を持つ人の安全安心の推進	542	25.4%
13.高齢者の安全安心の推進	1003	47.0%
14.非行防止活動	289	13.5%
15.その他	20	0.9%
合計	6595	

地域住民の健康をみまもる福祉入浴サービスの実践

○発表者 岡山 寧子¹⁾

共同発表者 吉田 朋子²⁾、小松 光代¹⁾、山縣 恵美¹⁾、渡邊 祐己²⁾

1) 京都府立医科大学医学部看護学科・2) 京都市上京区社会福祉協議会

【背景と目的】

入浴は身体の清潔を保持するだけでなく、心身の疲れを癒し、疾病予防につながり、活力を取り戻す効果がある。元来、日本人は入浴を好む文化を持ち、日々の暮らしの中でゆったりと入浴することは、安心して豊かな暮らしに繋がる生活の営みである。最近では自宅の入浴設備が普及し、銭湯等の利用が減るなど、個人のニーズに沿った入浴スタイルが浸透している。また、生活機能が低下して自力で入浴行動ができない人々は入浴が途切れがちとなるが、介護保険導入により在宅・施設サービス共に入浴の機会は確保されている。一方で、この制度だけでは対応しきれない課題も浮き彫りにされてきた。そのような中で、約30年前に地域住民の願いから始まった入浴サービス(以下、福祉入浴サービス)では、介護保険に対応できない事例にも利用可能で、広く地域住民の健康をみまもってきた。ここでは、福祉入浴サービス実施のための地域ネットワークやその実際を紹介する。

【方法】

福祉入浴サービス開始の経過や運営等、また平成21年度の利用実績、継続利用者(以下、利用者)の利用記録等から、本サービスの状況と利用による効果について検証する。本調査にあたっては、関係者に了解を得た上で、個人が特定されないように配慮した。

【結果・考察】

- 1) 福祉入浴サービスは、約30年前に老人福祉センター建設に併せて住民の募金による資金にて入浴設備を設置した。サービス運営に当たり、コーディネーターや看護師の他に、老人福祉施設等で研修した住民ボランティアが送迎や入浴介助を実施した。利用対象者は心身機能が低下し、自宅での入浴が困難な概ね65歳以上の者である。
- 2) 年間の利用者数は、サービス開始当時は約200人程度、その後徐々に増加し、最近では1800人以上である。
- 3) 平成22年度の状況をみると、利用者は平均81.0歳、週1回の利用が多い。利用理由はADL低下や病態悪化により自宅・銭湯では入浴不可能、通所介護の利用ができない、家屋の構造上で訪問入浴が不可能等である。具体的には、糖尿病による両足の壊疽発症者、腎疾患や肥満度が極度に高い者、骨折既往の超高齢者等が多く利用している。また、通所介護では受入れてもらえない、そこでは長時間の過ごせない、精神疾患既往事例では集団サービス利用ができない等により、多くの利用者にとって本サービスが清潔保持の唯一の手段であった。利用の相談経路は、本人・家族の直接相談の他に地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、区役所福祉部である。

【結論】

福祉入浴サービスは、単に清潔保持や疾患の予防・症状軽減のみならず、尊厳の保持、社会との接点、社会的サービス利用へのつなぎ等、安心な生活維持のために意義深いものであり、人々が安心して共に生きていくためには、このような入浴支援が重要であることを再確認することができた。

高齢者に対する介護予防事業における姿勢改善運動プログラムの提案

○発表者 河野奈美（大阪電気通信大学医療福祉工学部）
共同発表者 赤藤祥子（伊丹市役所高齢福祉課）
倉永里美（社会福祉法人協同の苑 K-maison ときめき）

【目的】

平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により、介護予防重視型システムへの変換がはかられ、地域支援事業として①運動器の機能向上、②栄養改善、③口腔機能の向上、④とじこもり予防・支援、⑤認知症予防・支援、⑥うつ予防・支援の 6 つが介護予防サービスとして、各市町村を中心に実施されている。厚生労働省の指針に従い伊丹市介護予防事業では、機器あり筋力向上トレーニング、機器なし筋力向上トレーニング、高齢者食改善教室などのプログラムを実施している。今回、自己身体認識向上と姿勢改善を目的として運動プログラムを開発し、機器なし筋力向上トレーニングと口腔機能の向上を含めた健口体操教室で実施したので、プログラムの紹介とその効果について報告する。

【方法】

開発した運動プログラムの特徴は、①脊柱の生理的カーブを維持・改善しより良い姿勢がとれるようにすること、②自分自身の身体の状態や動きの認識を高めること、③視野の拡大や集中力を高めよりの確な判断ができるようにすることを目的に口腔・顔面・四肢・体幹すべての部位の運動を行うものである。良い姿勢を保つために、背もたれのある椅子での坐位とし下部胸椎の高さで背もたれと背中との間にボール（ギムニク社製ソフトジム）を当て、自分の動きや状態を確認しながら、号令を掛けないでゆっくりとマイペースで行えるようにした。健口体操教室は、週 1 回のペースで 3 ヶ月実施、1 回の実施時間は 1 時間 30 分、時間配分は 5 分間の口腔体操と 60 分間の開発した運動プログラムと 15 分間のゲーム、途中 10 分間の休憩を行った。初回と最終時に開眼片脚立位時間、長座体前屈、Timed Up & Go Test 等の身体機能評価と写真にて姿勢の評価を行った。健口体操教室の申込み者は、介護予防特定高齢者 9 名と一般高齢者 3 名、計 12 名（男性 3 名、女性 9 名、年齢 71-84 歳）であった。

【結果】

申込者の 1 名は教室開始前に入院し、1 名は初回評価のみで家族の介護のため全く参加されなかった。初回評価と最終評価が可能であったのは 9 名で、12 回中 10 回以上参加したのは 7 名であった。初回に比べ最終評価時に姿勢が改善されたのは 7 名であった。開眼片脚立位時間が 10 秒以上改善したのは 3 名、長座体前屈 5cm 以上改善が 3 名であった。

【考察】

介護予防事業における運動器の機能向上は重要視され、各市町村においてリズム体操や錘やバンド・マシンを用いた様々な運動教室が実施され、その運動効果が報告されている。しかし、これらの教室は高齢者の身体機能に応じた運動負荷を選択する必要があるとあり、体力や筋力が低下した高齢者や疼痛や障がいのある高齢者は参加できないものも多くある。今回、開発した自己身体認識向上と姿勢改善を目的とした本運動プログラムは、ゆっくりとした運動で椅子に座って実施するため安全であり、椅子坐位がとれる高齢者であれば参加可能である。また、加齢に伴うと言われている前傾姿勢や不良姿勢に対する改善効果もあり、高齢者に対する介護予防教室で行える集団運動プログラムの基礎運動として有用と考えられる。

スポーツ少年団（サッカー）に所属する子どものケガ

○発表者 木村 みさか¹⁾

共同発表者 松本 麻友子¹⁾、吉中 康子²⁾、松本 崇寛³⁾、伊豆田 晃正⁴⁾、湯浅 弘樹⁴⁾、
田中 秀門⁴⁾、白石 陽子⁵⁾

1) 京都府立医科大学医学部看護学科・2) 京都学園大学経営学部事業構想学科・

3) 保津川イレブンフットボールクラブ・4) 亀岡市役所・5) マチュールライフ研究所

【目的】

子どものスポーツ外傷の実態とその背景探ることを目的として、スポーツ少年団（サッカー）所属者における過去1年間に受傷としたケガおよび運動・スポーツの実施状況、生活状況に関する調査を行った。

【方法】

対象者は、亀岡市スポーツ少年団に加盟するサッカーのクラブチーム（保津川イレブンフットボールクラブ）に所属する小・中学生（6～15歳）143名である。調査項目は、基本的属性（性、生年月日、身長、体重など）とスポーツの取り組み状況（ポジション、練習強度、練習頻度、試合数や運動を続けている理由、他に行っている種目など）と、過去1年間のスポーツ外傷有無、日常生活（睡眠状況、食生活、普段の生活の活発性、悩みごとや心配ごとなど）である。過去1年間にケガをした者については、ケガ1件ごとに、外傷の部位、外傷の内容、発生時期、発生時間、発生場所、受診状況（医療機関での治療の有無）、治療期間、外傷の発生環境（場合、場所）、要因（原因と考えられること）に関する調査を行った。なお、「ケガの定義」として、本調査では、「ケガによって病院に行く、練習を休む、別メニューで練習するなどの場合を「ケガ」ととらえる」と調査票に明記した。調査用紙は、低学年用（小1～小3）と高学年用（小4～中3）を作成した。回答は、109名（回収率76.2%）から得られたが、低学年用への回答は16名（うち女子2名）、高学年用への回答は93名（うち女子2名）であった。今回、例数の多い高学年男子91名における結果を報告する。

【結果】

対象者の27.4%（小学生19.4%、中学生41.7%）がケガをしていた。ケガの半数はサッカークラブの活動中の受傷で、残りは学校管理下の受傷であった。原因は“本人の不注意”（72.2%）が最も高率で、部位としては下肢（“足首”27.8%、“もも”13.9%、“ひざ”11.1%）、受傷内容は捻挫・じん帯損傷（22.%）、治療期間としては1ヶ月未満（75.0%）が多かった。何回目かのケガかについては、“1回目”（63.9%）が最も多かったが、中には“3回目”（8.3%）、“4回目”（5.6%）のような者も見られた。ケガの有無別による対象者の運動実施状況および生活状況には差は認められなかった。特に、生活面では早寝・早起きを実施し、3食の食事はしっかり摂って、良好な睡眠状態にあった。

【考察】

本調査から、小学生・中学生ではスポーツクラブ活動中と同等レベルで学校管理下においてもケガをしていることが明らかになった。これらは、セーフコミュニティとして、包括的に地域の子どものスポーツ傷害予防を考える場合、スポーツクラブや余暇における運動とともに、学校における運動活動も視野に入れた対策が必要であることを示唆するものである。また、対象者の中には年に複数回のケガを受傷する者が見られることより、特にこのような者に対する個別対応の必要性が示された。

セーフコミュニティ課題検討への国保レセプトの活用と限界 —厚木市セーフコミュニティ外傷サーベイランスにおける適用—

○発表者 渡邊 良久（東海大学医学部 基盤診療学系公衆衛生学 非常勤准教授）

【はじめに】

セーフコミュニティの課題検討には、外傷についての定量的データの収集・分析が欠かせない。一方、既存統計としてよく用いられる人口動態統計の死亡率データは致命的な外傷のみが挙がり、軽微な外傷については把握できないこと、原因や対策の立案のため詳細に検討しようとする市町村のレベルでは症例数が少なすぎて、分析が困難なことなどの問題がある。また、住民に対する郵送調査、訪問調査により把握する方法も、費用や時間がかかり負担が大きいため頻繁にできない、高い回収率が見込めないなどデータの信頼性に疑問が残るなどの問題がある。

そこで、厚木市セーフコミュニティ外傷サーベイランス委員会において、国民健康保険診療報酬請求書（国保レセプト）を用いた分析を試みたので、その結果の一端をご報告するとともに、課題を提示したい。

【国保レセプト活用検討結果】

神奈川県においては、神奈川県国民健康保険団体連合会が国保レセプトデータをベータベース化しており、各市町村に設置された端末から当該市町村の国保レセプトを検索して、Excel で読み込める CSV ファイルで得られるようになっている。厚木市の国保レセプト1か月分（2007年5月分）を収集し、その中から外傷にかかる事例を分析した。年代別の外傷発生傾向、ならびに将来外傷を引き起こす原因となりうる疾病の状況などが明らかになり、有益であった。

【課題】

① 疾病分類が粗すぎる 国保レセプトの疾病分類には国際疾病分類第10版（ICD10）に準拠した「社会保険表章用疾病分類（119項目）」が用いられており、うち外傷については、5分類に留まっており、入院外（外来）については、多くが「1905」となり、詳細な状況が把握できない。

XIX. 損傷、中毒及びその他の外因の影響	
1901	骨折
1902	頭蓋内損傷及び内臓の損傷
1903	熱傷及び腐食
1904	中毒
1905	その他の損傷及びその他の外因の影響

② 2008年から75歳以上のデータがない 2008年から後期高齢者医療制度により県が保険者となったため市町村でデータ入手できない。また、後期高齢者レセプトの疾病分類がされていない。

③ 外傷の原因や状況が把握できない 国保レセプトは診療状況を詳しく記載し、それに伴う費用を積算することに重点があり、外傷の原因となった事象や状況は記載されていない。

【結論】

国保レセプトの活用は、あまり費用がかからず定量的なデータが得られるという利点は大きい。

しかし、様々な課題があり、それを国保レセプトのしくみを変更することにより改善することは困難であることから、他の調査等で補完して活用することが望ましい。

生徒の自殺リスクに関する養護教諭の認知と経験

- 発表者 野坂祐子（大阪教育大学）
共同発表者 菊池美奈子（大阪府立園芸高等学校）、鈴木秀子（大阪府立北淀高等学校）、池川典子（大阪府立泉北高等支援学校）、元田綾子（大阪府立渋谷高校）、米虫圭子（京都産業大学）、豊沢純子（大阪教育大学）

【目的】

生徒の自殺は、学校危機の重大な問題の一つであるが、報じられているものは一部であり、実態は十分に把握されていない。そこで養護教諭が生徒の自殺リスクをどのように認識しているか、また実際に生徒の自殺をどれだけ経験しているかを明らかにするために、質問紙調査を実施した。

【方法】

高等学校と中学校の養護教諭を対象とし、無記名自記式の質問紙を配布した。配布先は大阪府立学校全校と任意の協力者であり、郵送で回収した。調査期間は2009年10月から11月であった。

【結果】

170票を回収し（回収率39.5%）、うち有効回答169票を分析の対象とした。

回答者の属性は、20代が26.0%、30代が28.4%、40代が23.1%。50代以上が22.5%であり、現在の勤務校は、高等学校80.5%、中学校7.1%、支援学校12.4%であった。勤務年数は、5年未満が17.8%、5年以上10年未満が28.4%、10年以上15年未満が9.5%、15年以上20年未満が8.3%、20年以上25年未満が11.2%であった。

「現在の勤務校で生徒の自殺は起こりうる問題」だと思っている回答者は63.3%であり、「思わない」18.4%、「どちらともいえない」34.4%よりも上回った。勤務年数別にみると、5年未満の経験者よりも5年以上15年未満の経験者のほうが生徒の自殺を起こりうる問題と認識する傾向がみられた。

実際の生徒の自殺については、在籍中の生徒の自殺を経験した回答者は24.9%であり、自殺未遂を経験した回答者は46.7%であった。卒業後の生徒の自殺を経験した回答者は17.2%であった。自殺既遂あるいは未遂前に保健室でかかわりがあったのは、既遂例で38.1%、未遂例で82.6%、卒業後の既遂例で50.0%であった。自殺の危険性を「とても感じていた」あるいは「少し感じていた」と回答したのは、既遂例で38.9%、未遂例で51.5%であり、卒業後の既遂例では「とても感じていた」はなく、「少し感じていた」という回答が17.6%であった。

【考察】

回答した169名の養護教諭のうち、6割以上が勤務校で生徒の自殺が起こりうる問題であると認識していた。また、約4人に一人の養護教諭がこれまでに在学中の生徒を自殺で喪っており、約半数の養護教諭は生徒の自殺未遂を経験していた。卒業後の生徒の自殺を経験した養護教諭も約6人に一人の割合であった。これらの結果から生徒の自殺をどの学校でも起こりうる学校危機と捉え、養護教諭の準備性を高める必要性が示唆された。経験年数によって生徒の自殺リスクの認知に差が見られたことから、リスクの把握や適切な危機対応に関する情報共有や研修が必要であると考えられる。

保健所による自殺対策ネットワークづくり

○発表者 反町 吉秀（大妻女子大学家政学部）

共同発表者 加賀谷 久子（青森県八戸保健所）、東山 恵子（青森県上十三保健所）

【背景と目的】

青森県上十三地域（人口約 19 万人）は、かねてより自殺率が高かった（2004 年、人口 10 万対 53.1）こともあり、心の健康づくりによる自殺予防活動にとりくみ、2007 年には、自殺率を 32.5 まで下げることができた。しかし、全国的にみて高い水準に留まっており、その主な理由として、働き盛りの男性に多いとされる社会経済的問題や勤務問題に関連する自殺にアプローチできていないことが、考えられた。そこで、そのような自殺を減らすため、経済生活問題、勤務問題、心の健康問題各関係機関及びボランティア組織が、部門横断的な協働による自殺予防に取り組める体制をつくることを目的に、上十三地域自殺対策ネットワークを設立した。

【方法】

まずは、2008 年度当初に、所長、次長、保健師 4 名による上十三保健所セーフティプロモーション推進プロジェクトチームを設立し、自殺総合対策地域ネットワーク構築を担当した。初年度のみ、青森県保健所医師等研究事業として、2009 年及び 2010 年は青森県自殺対策事業費を財源とした。商工会議所、労働基準監督署、司法書士会、社会福祉協議会、民生児童委員会、市町村保健福祉関係課、消費生活担当課、税務関係課、医療機関、精神保健ボランティア、医師会、福祉事務所等々の関係機関とネットワーク会議を年数回開催し、情報提供を行うとともに、自殺の危機に陥った人を協働して救うための連携の在り方を協議すると共に、日常的な連携にも努めた。また、年 1 回程度は、自殺総合対策に関する研修会を、住民にも開かれた形で開催した。

【結果と考察】

ネットワーク設立の趣旨への理解が不十分なまま参加していた関係機関も、地域の自殺を減らすには関係機関が協働しての取り組む必要があることへの理解を深め、積極的に参加してくれるようになり、参加機関数は増加していった。連携方策について検討を重ねた結果、自殺の危機にある人が様々な窓口をたらいまわしされないための窓口や関係機関間の連携のツールとして、「上十三地域自殺総合対策ネットワークの手引き」を作成できた。（2008 年度）多重債務問題に焦点を当てた研修会を行い、多重債務問題は専門機関にたどりつければ必ず解決できることを知るとともに、住民への啓発ツールとして、多重債務問題と心の健康に関する朗読劇作りと上映に取り組んだ。（2009 年度以降）また、管内の 4 つのハローワークにおいて、仕事、住居、生活保護、心の健康についてのワンストップサービスの実施にこぎつけた。（2010 年度）

今回の事業により、自殺総合対策のために必要な他機関協働の必要性に対する認識が共有されるとともに、地域の関係機関担当者の顔が見える関係が構築され、自殺の危機に陥っている人を救うための地域協働体制を構築することができた。連携ケースを積み重ねることが今後の課題であるが、町内関係課間の連携が進展し、救済が出来た事例が複数の町から報告されている。

保健所は、日頃から多分野の関係機関との調整や連携に慣れており、実際、保健所が核となり、自殺対策地域ネットワークを構築している地域が他にもみられる。今後は、地域自殺総合対策の核となる可能性を持つ社会資源としての保健所の存在が、広範な関係機関・者に認識・活用されることを期待している。

児童の発達段階における安全教育の有効性に関する実証的研究

○発表者 松井 典夫 (大阪教育大学附属池田小学校)

【目的】

平成 21 年 4 月。学校保健法が改定され、学校の安全管理に関する条項が加えられた学校保健安全法が施行された。第 3 章第 26 条には、「学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し(以下略)」とある。「児童生徒等に生ずる危険を防止」する方法とは何か。それには、学校の安全設備の充実を含めた安全管理と、安全教育の充実の両翼がなければならない。本校大阪教育大学附属池田小学校では、平成 21 年度より「安全科」を設置し、全学年で年間 35 時間の安全教育を行っている。そして、発達段階によって学習効果に相違が見られることが、実践の中で少しずつ明らかになってきた。そこで本研究においては、一つの実践を低・中・高学年で行い、その相違を明らかにし、発達段階ごとの安全教育カリキュラムの作成につなげることを目的とする。

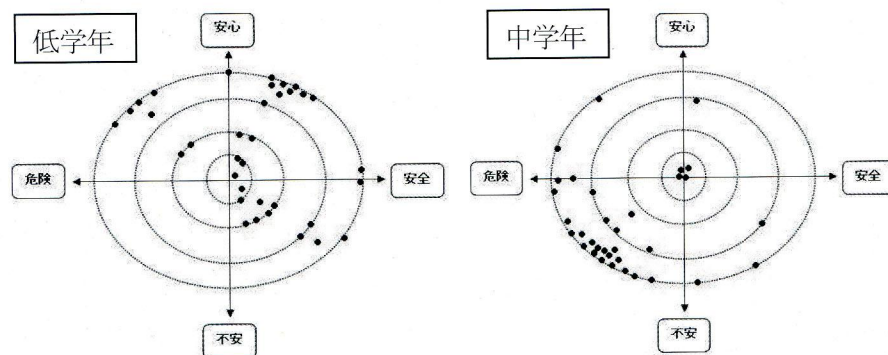
【方法】

本研究においては、防犯ブザーの使用方法に関する授業を題材とした。防犯ブザーは、すべての児童が通学リュックに装着している。しかし、防犯ブザーに対する意識、使用に対する構えなど、低・中・高学年では大きな相違が見られると予想される。そこで、「安全安心様相図」を用いて実態を調査するとともに、同授業を 3 学年で行い、児童の授業時における記述などをもとに調査を行った。

- ①防犯ブザーに対する意識調査 (安全安心様相図を用いて)
- ②授業実践『あれば安心?防犯ブザー』→ [1] 防犯ブザーを鳴らしてみよう
[2] どんな時に鳴らすのかな

【結果】

②授業実践『あれば安心?防犯ブザー』[1] 防犯ブザーを鳴らしてみようの結果から、学年が上がるにつれて、防犯



るにつれて、防犯ブザーに対する依存心(期待)が低下する様相が見られた。

【考察】

学年が上がるにつれて、リスクマネジメントに対する自我が発育する。しかし、それは実態を伴わない場合が多い。低学年では自尊感情を育み、中学年では実践的な、そして高学年では自己意識の再構築をねらいとする授業構成が肝要である。

合理的な意思決定力を高める安全教育

○発表者 井上 伸一 (大阪教育大学附属池田小学校)

共同発表者 浅田 正志(大阪教育大学附属池田小学校)、佐々木 靖(大阪教育大学附属池田小学校)

【研究の背景と目的】

安全、安心な環境づくりに際して問題を解決するために、さまざまな解決方法から最も望ましく、誰もが納得する手段、方法や実現可能な目的を合理的に選択する能力を育成することの重要性はこれまでも意識されてきた。しかし、授業の中では、単純な是か非かの二項対立的な議論で終始したり、一見自由な討議に見えて、実際は指導者が正しいとする判断に導かれる授業があったりするのも事実である。このような授業では、現実社会において危険な状況を判断する際に、自由で客観的な状況の判断がなされない。合理的な意思決定力を高める安全教育の授業を、どのように構成するかが求められる。

【研究の方法】

大阪教育大学附属池田小学校安全科(文部科学省教育課程特例校指定)における実践の授業分析を行い、その授業の理論と方法を明らかにする。安全科の授業分析では、安全・危険に関する事実認識過程や価値獲得過程における事実把握や価値獲得の量的分析を行う。また、意味追究や意思決定場面における教師や児童の発言や記録に着目して、分析を行う。

【研究の結果と考察】

安全科の授業分析より、次のような授業構成が明らかになった。

- ① 安全な環境、危険な環境それぞれに対して、一面的な分析ではなく、多面的な分析が行われていること。
- ② 直面する危険な問題に対しての自己の思いや感情を断ち切り、客観的に事実認識を行い、科学的に思考していること。
- ③ 安全、危険に対して、立場ごとの価値観の違いから解決策が分かれたり、立場ごとの判断が分かれたりするような論争問題を教材としていること。

今回、分析対象としたいずれの授業も、意思決定力を育成することを大切にしながら、意思決定は目的ではなく、手段として授業に活用されていた。意思決定過程においては、獲得された科学的な知識に基づいて形成された一人ひとりの価値観が、交流活動の中で比較、検討されることによって、意思決定の際の基となる価値判断が反省的に吟味されている。これまで、スキル重視、知識重視の安全教育が多くなされてきたが、小学校の安全教育においては、学問の成果を直接的に教え込むことよりも、一人ひとりの価値観を、反省的に吟味しあう交流活動を授業に構成することが、合理的な意思決定力を高めるといえる。また、授業の中でなされた意思決定は、児童が学習内容に基づき価値判断した結果として尊重され、教師や集団の大勢を占める意見に強制的に変更されることがなかったのも特徴的である。自由な意思決定がなされていたことも授業の効果を高めていた。

学校における防災教育の現状と課題

○発表者 豊沢 純子 (大阪教育大学)

【目的】

自然豊かな日本では、地震、火災、台風、豪雨、土砂崩れなど、様々な自然災害が発生する。災害から身を守るためには、地域の特性を踏まえた災害に関する知識や、緊急時の適切な行動を習得しておくことが必要である。そのため、学校における防災教育は重要である。一般的に、学校における防災教育の実践例は少なく、防災教育の重要性は認識されても、現場での取り扱い方が分かりにくいとの声が多い。しかしながら、防災教育の現状を客観的に示すデータはほとんどない。本研究では、大学生に過去に体験した防災教育を記述してもらうことによって、これまでに行われてきた防災教育の状況を確認するとともに、その課題を考察する。また、学校種や地域の違いや、特色のある防災教育の事例についても検討を行う。

【方法】

調査対象者は、関西地区の2つの大学の学生130名。授業時間内に質問紙を配布し、小学校、中学校、高等学校で受けた防災教育を想起し、記入してもらった。出身地についても記入を求めた。

【結果】

防災教育の総数は、小学校(210件) > 中学校(150件) > 高等学校(132件)であった。内容は、避難訓練が最も多かった(306件)。次いで、消火訓練(44件)、防災センター訪問(30件)、起震車体験(12件)などが報告された。地域差は、阪神淡路大震災に関する学習や行事は、兵庫県で多かった。佐賀県では、原子力災害に関する訓練が行われていた。特色のある事例としては、地震復興のダンス(体育)、非常用持出袋の作成(家庭)、災害備蓄米の調理(家庭)、グループでの津波の調べ学習と発表(総合学習)、担架の作成(技術)などがあった。その他の結果については、発表時に示す。

【考察】

消防法により実施義務のある避難訓練は、ほとんどの学校で行われていたが、その他の防災教育が行われている学校は少なかった。また、進学とともに実施数が減少することも明らかとなった。一方、地域の特性を踏まえた防災教育もいくつか行われていた。授業の中での工夫もいくつか報告され、今後の防災教育のヒントとなると考えられるが、その多くは、受験科目になることが少ない教科での実施であった。防災教育を様々な教育場面で実施できるようにする工夫や仕組みについて、さらに検討していくことが、今後の課題であろう。

臨地実習における看護学生の倫理教育

○発表者 平松 幸子 (近畿大学附属看護専門学校)
共同発表者 徳珍 温子 (大阪信愛女学院短期大学)

【はじめに】

看護における倫理は看護実践の方向性や内容を左右する重要な要素である。看護学生は将来看護師になる存在であり、教育の中で倫理観を培うことが必要である。看護師は看護専門職団体である日本看護協会が提示している倫理規定を看護実践における行動規範とし、倫理原則はその倫理規定の基礎となるものである。今回、看護学生を対象に看護ケア場面で倫理原則をどのようにとらえているか調査し、今後の教育に関する考察を行った。

【研究方法】

- 1) 対象 3年課程看護師養成所3年次生 8名
- 2) 調査方法

平成21年12月～平成22年1月、全ての臨地実習終了後、半構造化面接法を行った。調査内容は以下の5項目である。

- ①. 看護ケア場面で倫理的に問題だと感じた場面について
- ②. ①において、その状況の具体的な行動と感情について
- ③. ②においてその状況での良い点と悪い点
- ④. 判断に活用した倫理原則について
- ⑤. ケアを行う上で行動の土台になっている考えは何か

- 3) 分析方法

事例ごとの調査内容を、共通する意味内容の文節ごとにコード化し、意味の類似性に着目しカテゴリー化した。カテゴリー化にあたっては研究者が繰り返し検討した。

- 4) 倫理的配慮

対象者に研究の目的、プライバシーの保護遵守、研究参加の自由意思、権利の保障について説明し、承諾を得た。研究に関する目的・方法・調査紙の使用に関しては、近畿大学附属看護専門学校倫理委員会の許可を得ている。

【結果と考察】

学生が臨地実習で倫理的に問題であると感じた場面は「的確な看護技術から逸脱した場面」「他患の援助を優先させた場面」など、看護師としてどうあるべきかを追究するものであった。そして、すべての学生は疑問を抱いても直接自己の感情を表出しておらず、自己のとった行動や感情に対して、「悪い点」として誤りを感じていたことを正すべきだったと後悔していた。「善い」「悪い」の判断に活用したのは専門的技術に関する知識や倫理綱領であり、倫理原則ではなかった。学生と指導者が平等な立場で意見を述べられる環境であることが倫理的思考を培う要因の一つである。

確実性のある看護技術習得に向けた Web 教材の有用性

○発表者 藪内 順子¹⁾

共同発表者 徳珍 温子¹⁾、瀧本 美佐子¹⁾、井内 伸栄¹⁾、二井 悠希¹⁾

1) 大阪信愛女学院短期大学

【目的】

看護基礎教育において確実に習得できる教育内容を提供することは、看護の質向上、医療安全の確保につながる。これらを目的とする教育方法を展開して教育内容の充実をはかることは、極めて重要である。本研究では、看護の質向上や安全性の確保につながる確実な基礎看護技術（以下、技術とする）習得のために、動画を用いた Web 教材を e-learning システムで学習することが有用であるかを検討した。

【方法】

対象は A 短期大学看護学科の基礎看護学を受講した 1 年次生 85 名中、本研究に同意を得られた 54 名である。調査は平成 23 年 5～7 月の基礎看護学の授業期間に行った。「水銀血圧計を用いた血圧測定」に関して難易度と安全性を考慮した 4 部構成のナレーション入り動画を Web 教材として作成し、学内 e-learning システムを活用して事前・事後学習ができることを学生に提示した。各部の再生時間は 1 分以下である。e-learning システムは Web サイトから 24 時間アクセスが可能である。授業期間にバイタルサイン測定（血圧測定を含む）の講義と演習を行った後、教員が各学生の測定技術を 10 項目に分類した技術評価表を用いて評価し（1 回目）、期間において再度評価を行った（2 回目）。さらに 1 か月後、学生間で各学生の測定技術を同様の技術評価表を用いて評価した。e-learning コンテンツの有用性は、自己記入式質問紙を用いて 5 項目 4 段階評価と自由記述で求めた。自己申告で 1 回以上視聴した学生 54 名中 32 名の 1、2 回目の評価得点および 1 か月後の評価得点の各平均値を算出した。1、2 回目の技術評価の差を *t* 検定で、質問紙評価を点数化して検討した。

【結果と考察】

1 回以上視聴した学生（*n*=32）の技術評価はいずれも高得点であった（1 回目：*M*=7.8、*SD*=1.2、2 回目：*M*=8.5、*SD*=0.9）。また、1 回目に比べて 2 回目の得点が高かった（*t* 値=3.5、*p*<0.05）。これらのことから、Web 教材は確実性のある技術習得に有効となる一要因であったと推測される。また、1 か月後の得点（*M*=9.3、*SD*=1.3）も高得点を維持したことから、技術の定着が推察できる。コンテンツに関する質問「わかりやすい内容であった」（*M*=3.2、*SD*=0.6）、「現実の技術をイメージできる内容であった」（*M*=3.2、*SD*=0.7）、「演習の授業に役立つ内容であった」（*M*=3.4、*SD*=0.6）、「授業で学んだ知識との関連がわかる内容であった」（*M*=3.2、*SD*=0.6）、「要点がよくわかる内容であった」（*M*=3.1、*SD*=0.7）は、いずれも高得点であったことから、方法や教材に対して肯定的であったと考えられる。自由記載による回答でも「予習・復習に役立った」という意見が多く、Web 教材は自己学習に役立つと考えられる。一方、学外での視聴環境の差異、技術と根拠が連動するナレーションの少なさ等の改善が必要であることも判明した。今後は、視聴環境の改善や Web 教材の作成・改善に努める必要がある。

乳幼児の事故予防のための教材開発

—地域における保護者等指導のための標準的内容を収載した DVD とリーフレット—

○発表者 衛藤 隆（恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所）

共同発表者 反町 吉秀（大妻女子大学 家政学部）

【目的】

平成 22 年度厚生労働科学研究（厚生労働科学特別研究事業）『『乳幼児の事故を予防するための戦略研究』に関するフィージビリティ・スタディ』にて、地域において保健師等が乳幼児の事故防止について保護者等に対し指導する際に標準的内容として説明することに資する目的で、DVD「子どもの笑顔を守るために 防ぎましょう！ 子どもの事故」を作成した。

【方法】

上述の研究班において保健指導のために必要な情報と説明すべき内容の骨子について討議し、シナリオを作成の上、制作会社に動画の作成を依頼し、DVD として完成させた。

【結果】

DVD の内容は、「事故の背景」、「交通事故/水の事故/やけど」、「転倒・転落事故/衝突・挟まれ事故」、「誤飲事故/窒息/切り傷/万が一のために」で構成し、視聴時間は 27 分とした。

DVD 視聴の際に補助として用いる A4 版裏表 1 枚のリーフレットについては、「防ぎましょう！ 子どもの事故（3～4 か月児健診用）」、「同（1 歳 6 か月児健診用）」、「同（3 歳児健診用）」の 3 種を作成した。

DVD とリーフレットの内容は子ども家庭福祉に関する各種情報を web 上から提供する「愛育ねっと」（子ども家庭福祉情報提供事業）にて公開した。URL: <http://www.aiikunet.jp/>

【考察】

本 DVD は、乳幼児が家庭や地域において陥る可能性のある事故について実際に即して説明し、それを防ぐために環境の改変をどのようにすべきかにまで言及しつつ事故予防の可能性を高めることを伝えようとしている。本来は、目的で述べたように、本来は地域において保健師等が乳幼児の事故防止について保護者等に対し指導する際に標準的内容として説明することに資する目的で作成した DVD であるが、保護者を対象とした地域における保健指導や事故予防の普及啓発に際しても十分に活用出来る内容となっている。